

会 議 録

1. 会議名

上越市都市計画審議会

2. 議題（公開・非公開の別）

報告案件（公開）

- (1) 上越市都市計画マスタープラン（素案）について
- (2) 立地適正化計画の策定について

3. 開催日時

平成27年5月29日（金）午前10時00分から

4. 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5. 傍聴人の数

0人

6. 非公開の理由

なし

7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：佐野 可寸志、田村 三樹夫、中出 文平、三沢 眞一、
山岸 栄一、吉田 昌幸、蘆屋 秀幸（代理 吉田 俊康）、
鈴木 興次、井部 辰男、平澤 しず子、田中 弘邦、吉村 久子、
内山 米六、大島 洋一、草間 敏幸、折笠 正勝
- ・事務局：市川部長、宮崎部参事、小林副課長、竹田係長、北島係長、
渡邊係長、大滝主任、宮崎主任、樋口主任、東條主任

8. 発言の内容

渡邊係長：ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。本日は、ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます都市整備課の渡邊と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、委員の交代についてご報告いたします。上越市町内会長連絡協議会の役員の改選に伴い、木澤委員が退任され、新たに井部委員にご就任いただきましたので、よろしくお願いたします。

次に、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、宮崎委員、村椿委員、岩崎委員から欠席のご連絡をいただいております。また、蘆屋委員のご都合がつかなかったため、高田河川国道事務所 調査第一課長の吉田様に代理でご出席をいただいております。

本日は、委員総数19名のうち、16名の皆さまから出席をいただい

ておりますので、上越市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、半数以上の出席をもって本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会にあたり都市整備部長からご挨拶を申し上げます。

市川部長： 本日は、大変お忙しい中、上越市都市計画審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。都市整備部長を務めております市川と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、本日、資料の一部に差し替えがございましたこととお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

さて本日は、現在当市で策定しております都市計画マスタープランと立地適正化計画について、ご説明させていただき、ご意見を賜りたいと考えております。

都市計画マスタープランにつきましては、昨年11月の審議会で中間報告をさせていただいたところですが、この度、全体構想、地域別構想とも素案がまとまったことから、パブリックコメントを実施する前に皆様にご説明させていただく場を設けさせていただいたところでございます。

また、立地適正化計画は、都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造を具現化するため、上越市の人口規模に見合った効率的な都市基盤の整備や、居住及び都市機能の適正な立地に向けた方針等を定めるものであり、平成28年度の策定を目指して作業を進めております。皆様からもお力添えをいただければと思っております。

本日の案件は、従来の審議会のように答申をいただくといったものではございませんが、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日、よろしく願いいたします。

渡邊係長： ありがとうございます。続きまして、本日の資料について確認をお願いいたします。

本日の「次第」と「報告案件(1)上越市都市計画マスタープラン(素案)について」。これには、資料1「全体構想(案)概要版」と、資料2「地域別構想(案)概要版」、資料3「実現化方策(案)概要版」がございました。

次に、「報告案件(2)立地適正化計画の策定について」。これには同名の資料のほか、国土交通省発行のパンフレット、「集約型都市構

造の実現に向けて」と「みんなで進める、コンパクトなまちづくり」をお付けしております。

それから、「席次表」と、5月21日現在の「委員名簿」。

以上が本日の資料となります。過不足等がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。それでは、これより議題に入らせていただきます。上越市都市計画審議会運営規定第2条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしくお願いたします。

中出会長： それではここから議事を進めさせていただきます。今日は報告案件が2件のようですが、活発なご意見を頂ければと思っています。よろしくお願いたします。

なお、当会議の議事録署名人ですが、今回は「山岸委員」と「折笠委員」にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは議題に入らせていただきます

報告案件(1)「上越市都市計画マスタープラン（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

竹田係長： 都市整備課竹田と申します。よろしくお願いたします。私のほうからは上越市都市計画マスタープラン（素案）についてご説明させていただきます。資料につきましては、右上資料1から資料3までございます。今ほど事務局のほうから説明がありましたが、そのうち資料1につきましては昨年11月21日の上越市都市計画審議会におきまして、委員の皆様にご報告させていただいたところがございます。その他の資料といたしまして、資料2と資料3がございますが、上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会において、「上越市第6次総合計画」の策定内容を踏まえ、整合を図りながら、今後の上越市のまちのあり方について土地利用の観点からの検討委員会で検討を重ねまして、(案)としての取りまとめ作業が終了したことから、今回、委員の皆様にご説明させていただくものでございます。

それでは、お手元の資料に沿って、ご説明させていただきます。資料1の上越市都市計画マスタープラン（全体構想（案））概要版についてはすでに前回の審議会におきまして、ご報告したところがございますので、今回時間の関係もありますので要点のみ再度説明させていただきます。

資料1の表紙をめくっていただき1-1ページをご覧ください。第1

章の都市計画マスタープランの目的と役割につきましてご説明いたします。

都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として長期的に目指すべきまちの姿を示すものであり、当該市町村の基本構想に即して定めることとされております。

今回、策定する「上越市都市計画マスタープラン」につきましては、先般策定された「上越市第6次総合計画」の土地利用構想の基本方針の位置づけとして、さらに新潟県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる都市計画区域マスタープランにも即した内容として定めることとしております。

なお、現在の上越市都市計画マスタープランにつきましては、合併前上越市を対象として平成11年度に策定したものであることから、新たな都市計画マスタープランでは、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況など、社会情勢の変化に対応した都市づくりの方向性を示すものとして、計画の目標年時を平成46年度に設定し、都市計画区域の有無に関わらず、市域全域を計画の対象区域として定めることとしております。

計画の構成につきましては、上越市の現状と課題を踏まえ、市全体のまちづくりの将来像や「都市施設」や「都市環境」などについて分野別に方針を示した「全体構想」と、地域ごとにまちづくりの方針を示す「地域別構想」、将来都市像を実現するための進め方や手法などを示す「まちづくりの進め方」で構成しております。

次に1-2ページをご覧ください。第2章の都市計画マスタープランの策定にあたり上越市の現状と課題について、ご説明いたします。

全国的に人口減少や少子高齢化が進行しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によりますと、上越市におきましては平成22年度の総人口は約20万人でしたが、20年後には約3万人減少し約17万人になるとみられています。そのため、今後のまちづくりにおきましては、量的拡大から質的向上へ転換を図り様々な問題に対しての変化等に対応しながら持続可能な都市へ転換を図る必要がございます。

次に1-3ページをご覧ください。第3章の1 将来都市像・将来都市構造についてご説明いたします。

この将来都市像、将来都市構造については、「上越市第6次総合計画」において定めている土地利用構想に則して定めております。

次に1-4ページをご覧ください。まちづくりの基本方針についてご説明いたします。

まちづくりの基本方針としましては、平成24年度の上越市都市計画区域検討委員会においてすでに基本方針として定めており、

- 1 活力のあふれるまちづくりの推進
- 2 拠点とネットワークを強化するまちづくりの推進
- 3 豊かな田園・自然と共生するまちづくりの推進
- 4 災害に強いまちづくりの推進

の4点を上越市が目指す将来都市像、将来都市構造の実現に向けて、商業、工業や農業、観光、防災などさまざまな分野と連携して進めるまちづくりの基本方針として定めております。

次に1-5ページ、1-6ページをご覧ください。第3章の3 まちづくりの分野別方針について説明いたします。

1-5ページから1-8ページにつきましては、目指すべき都市の将来像の実現のための方針として「土地利用の面」、「拠点の点」、「都市施設(道路、交通)の線」として定めたものであり、1-7、1-8ページの図につきましては総合計画に即した将来都市構造の図について記載しております。

1-9ページ、1-10ページについては「都市施設」、「都市環境」、「景観」、「都市防災」、の各分野ごとに方針を示しております。

次に1-6ページをご覧ください。拠点の方針についてご説明いたします。

各地区の拠点の機能に応じて、暮らしを支える機能を維持・集積する拠点として都市拠点、地域拠点、生活拠点を定めております。

次に1-7ページをご覧ください。線である都市施設の道路についてご説明いたします

道路については、その特徴に応じて、『広域ネットワーク』『拠点間ネットワーク』『地区内ネットワーク』の3つのネットワークに位置付け、「人や物の移動を支える道路ネットワーク」の形成を目指すこととしております。

1-8ページをご覧ください。今ほどの説明の面、点、線によるまちの構造を図にイメージで示したものでございます。

次に1-10ページをご覧ください。都市防災の方針として近年の防災に対する市民ニーズの高まりや東日本大震災の教訓を踏まえた上で、都市基盤整備により災害を未然に防ぐ「防災」対策に加え、人命の保護を最優先し、被害を最小限に抑える「減災」の視点から、市民

の安全・安心な暮らしを確保するまちづくりを目指すこととして定めています。

続きまして、資料2の上越市都市計画マスタープラン（地域別構想（案））概要版についてご説明させていただきます。

地域別構想については、それぞれの地域ごとに地域の概要、地域の現状と課題、当該地域が担う役割について記載し、地域づくりの方針、地域づくりの進め方、最後に地域づくりの進め方を図示した方針図で構成されています。

地域別構想の地域割については、地域自治区毎ではなく、都市計画の指定や地形、土地利用の状況などを踏まえて市域を全部で7地域に区分しております。

上越市においては、合併前上越市、大潟区、頸城区の一部で構成される上越都市計画区域、柿崎区の一部から構成される柿崎都市計画区域、そして中郷区の一部及び妙高市で構成される妙高都市計画区域の3つの都市計画区域がございます。

都市計画区域の指定があるところについては、都市計画マスタープランが法律上必須となりますので、地域別構想については、都市計画区域の指定のあるところ、ないところでまず区分させていただいております。

また、都市計画の種類によってさらにわけさせていただき、大きく分けて、上越地域、柿崎地域、中郷地域、都市計画区域外の大きなくくりでわけています。

また、上越地域については、地形や土地利用の状況、道路や鉄道などの施設の状況を踏まえ、さらに7つの地域に区分しております。

同様に、都市計画区域外については、中山間地域である安塚・浦川原・大島地域を1つとし、高田平野をおおむね北側と南側でわけさせていただきました。

この地域区分は、地域区分単位で自治を進めるためのものではなく、地域づくりを進めるうえで、似たような問題・課題、まちづくりの方向性があるところということで区分させていただいております。

地域別構想の地域区分としては、全部で13地域に区分しております。

それでは地域ごとにご説明いたしますが、資料2については膨大なものとなっておりますので要点のみ、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは資料2-1 ページの直江津周辺地域をご覧ください。本地域

は、『商業、工業、観光、文化、居住、交通などの多様な機能を有する地域』としての役割を担い、めりはりのある土地利用や都市拠点の形成、新水族博物館の整備に合わせた公園などの整備により、公共施設や商業施設、工業団地、観光・文化施設、居住などの機能の維持・集積を目指します。また交通の要衝としての役割を担うための幹線道路などの整備促進、公共交通ネットワークの確保により交通結節点としての機能の維持・集積を目指します。

次に 2-5 ページの春日山周辺地域をご覧ください。本地域は、『行政、文化、交流、商業、流通業務、観光、居住などの多様な機能を有する地域』としての役割を担い、多様な機能を有する地域としての役割を果たすため、めりはりのある土地利用や都市拠点の形成などにより、公共施設、交流施設、居住などの機能の維持・集積を目指します。また、上越インターチェンジに近接する充実した環境をいかした商業、流通業務などの都市機能の維持・集積に努めます。

次に 2-9 ページの高田周辺地域をご覧ください。本地域は、『商業、医療、福祉、観光、文化、交通、居住、流通業務などの多様な機能を担う地域』としての役割を担い、多様な機能を有する地域としての役割を果たすため、めりはりある土地利用や都市拠点の形成などにより、公共施設や商業施設、医療福祉施設、観光・文化施設、交通施設、流通業務施設、居住などの機能の維持・集積を目指します。また、上越市の文化と歴史を象徴するまちなみ・景観を次世代に残すための都市景観の形成・保存を促進します。

次に 2-13 ページの上越妙高駅周辺地域をご覧ください。本地域は、『上越市の広域的なゲートウェイとなる地域』としての役割を担い、観光やビジネスを目的とした市内外を行き来する人々をもてなす環境整備や都市基盤の整備に向けて商業、ビジネス、観光、流通業務などの都市機能の集積を目指します。また観光・文化資源としての活用により市内外の交流・連携を支援します。

次に 2-17 ページの上越西部中山間地域をご覧ください。本地域は、『豊かな自然環境と共生する集落の暮らしが続けられる地域』、『自然を守りながら、市民が自然と親しむ場となる交流・連携を図る地域』としての役割を担い、集落機能、農業環境などの維持・確保などを図り、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。また、自然資源や観光資源などの活用により市内外との交流・連携を支援します。

次に 2-21 ページの上越東部田園地域をご覧ください。本地域は、

『豊かな田園と共生する集落の暮らしが続けられる地域』、『広域交通の充実をいかした交流・連携を図る地域』としての役割を担い、集落内の暮らしを維持・確保するため、集落の活力の維持・向上に向けた地域住民の主体的な地域づくりに取り組みます。また、田園地域における地域住民の暮らしの維持・確保のための優良な農地の維持・保全に向けた適正な土地利用などの地域づくりの取組を支援します。

次に 2-25 ページの大湊・頸城（西部）地域をご覧ください。本地域は、『地域拠点、生活拠点を中心に暮らし続けられる地域』、『工業、農業、観光資源などをいかした交流・連携を図る地域』としての役割を担い、地域拠点となる大湊区の中心的エリアにおける行政機能や商業、医療福祉などの日常生活に欠かせない機能の維持・集積を図るとともに、生活環境や農業環境、自然環境などの維持・確保を進め、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。また、工業集積地においては、産業立地を促進するため、企業誘致など産業分野の施策と連携した適正な土地利用を検討します。

次に 2-29 ページの柿崎地域をご覧ください。本地域は、『地域拠点を中心に暮らし続けられる地域』、『工業、農業、観光資源などをいかした交流・連携を図る地域』としての役割を担い、地域拠点となる柿崎区の中心的エリアにおける行政機能や商業、医療福祉などの日常生活に欠かせない機能の維持・集積を図るとともに、生活環境や農業環境、自然環境などの維持・確保を進め、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。また防災面を考慮した土地利用など防災・減災対策に取り組みます。

次に 2-33 ページの中郷地域をご覧ください。本地域は、『妙高山を背景に豊かな自然と共生する集落の暮らしが続けられる地域』、『産業、観光資源などをいかした交流・連携を図る地域』としての役割を担い、生活拠点となる中郷区の中心的エリアにおける行政機能や商業、医療などの日常生活に欠かせない機能を維持するとともに、生活環境や自然環境などの維持・確保を進め、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。また、地域にある研修交流施設、レジャー資源をいかした市内外との交流・連携を支援します。

次に 2-37 ページの頸城（東部）・吉川・三和地域をご覧ください。本地域は、『豊かな田園・自然と共生する集落の暮らしが続けられる地域』、『自然、農業、観光・文化資源などをいかした交流・連携を図る地域』としての役割を担い、それぞれの中心的エリアにおける行政機能や商業、医療などの日常生活に欠かせない機能を維持するととも

に、生活環境や農業環境、自然環境などの維持・確保を進め、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。

次に 2-41 ページの安塚・浦川原・大島地域をご覧ください。本地域は、『豊かな地域資源や自然環境の中で暮らし続けられる地域』としての役割や、水と緑・歴史などの地域資源と自然環境をいかした体験交流事業による市内外からの観光交流など『産業、自然、農業、観光・文化資源などをいかした交流・連携を進める地域』としての役割を担い、それぞれの中心的エリアにおける行政機能や商業、医療などの日常生活に欠かせない機能を維持するとともに、生活環境や農業環境、自然環境などの維持・確保を進め、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。また、各拠点との連携を支える交通ネットワークの形成を促進します。

次に 2-45 ページの牧・板倉・清里地域をご覧ください。本地域は、『豊かな田園・自然と共生する集落の暮らしが続けられる地域』、『自然、農業、観光・文化資源などをいかした交流・連携を図る地域』としての役割を担い、それぞれの中心的エリアにおける行政機能や商業、医療などの日常生活に欠かせない機能を維持するとともに、生活環境や農業環境、自然環境などの維持・確保を進め、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。また、各拠点との連携を支える交通ネットワークの形成を促進します。

最後に 2-49 ページの名立地域をご覧ください。本地域は、『豊かな自然と共生する集落の暮らしが続けられる地域』、『自然、農業、漁業、観光資源などをいかした交流・連携を図る地域』としての役割を担い、中心的エリアにおける行政機能や商業、医療などの日常生活に欠かせない機能を維持するとともに、生活環境、農林漁業環境、自然環境などの維持・確保を進め、将来にわたって暮らし続けられる地域づくりを目指します。また、防災・減災対策に取り組み、暮らしを支える環境の維持・確保を目指します。豊富なレジャー資源・自然資源の活用により、市内外からの交流・連携を支援します。

地域別構想の説明については以上になります。

なお、この地域別構想（案）につきましては、地域別意見交換会を昨年 12 月 8 日から今年 1 月 26 日まで、述べ 14 会場で開催いたしました。町内会長、消防団、中学校の PTA の皆さま、まちづくり振興会の皆さまで、計 152 名の方から参加いただき、地域の現状と課題、まちづくりの方向性について意見交換を行いました。

続きまして、資料 3 の上越市都市計画マスタープラン（実現化方策

(案) 概要版についてご説明させていただきます。

実現化方策については、「上越市都市計画マスタープラン」の実現に向けて、都市計画分野及び関係分野・関係機関との連携による具体的な取組、協働による推進体制及び計画の進行管理・見直しによる運用の仕組みについて定めております。

それでは3-1 ページをご覧ください。計画の実現に向けた取組についてご説明いたします。

基本的な考え方といたしまして将来都市像の実現に向けて、「上越市都市計画マスタープラン」を活用し、着実にまちづくりを実践していきます。

具体的には土地利用や建築物等の規制・誘導などにかかわる事項の決定や変更及び各部門別計画づくりや具体のまちづくり施策の実施について、「上越市都市計画マスタープラン」の方針に沿って進めてまいります。

次に3-2 ページをご覧ください。具体的な取組の概要を市街地、田園地域、中山間地域に分けてお示ししたものになります。各取組については、3-3 ページから3-6 ページで詳しく記載しておりますので、そちらでご説明いたします。

それでは3-3 ページをご覧ください。市街地の取組についてご説明いたします。

取組1といたしまして、社会経済情勢の変化や地域の実情を踏まえ、周辺環境に配慮しながら、用途地域、地区計画等の見直しを行い、土地利用の規制・誘導を図ってまいりたいと考えています。

取組2といたしまして、持続可能な都市構造の形成になります。

昨年、国におきまして8月1日に施行された都市再生特別措置法の一部改正に伴い、都市機能が集約した暮らし続けられる拠点の形成と、拠点と拠点をつなぐ交通ネットワークのまちづくりの考えが示されました。これは国が取り組んでいるまち・ひと・しごと創生総合戦略の政策の一つである「立地適正化計画」を記載しています。人口の急激な減少と高齢化を踏まえて、持続可能な都市構造とするため国がコンパクトなまちづくりと地域交通の再編と連携によるまちづくりの取組を進めることとしたものです。この計画は市町村が計画を策定することを可能としており、既存市街地の中に、居住を誘導する区域を定めるのと同時に、医療・福祉、商業等の施設を誘導する都市機能誘導区域を定めるものです。

上越市においてはすでに国の補助事業として採択している箇所に

についてはこの制度に移行することが必要であり、さらに都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造を実現するため、この立地適正化計画の検討を進めたいと考えています。

次に取組3として、都市施設の決定・変更になります。

限られた財源の中で効果的・効率的なまちづくりを進めるため、既存ストックの活用の可能性、事業の緊急性・必要性を見極め、投資効果、波及効果などを検証し、都市施設の見直しを行いたいと考えています。

続きまして3-4ページをご覧ください。田園地域の取組について、ご説明いたします。

取組1としまして、無秩序な開発の抑制になります。

平成24年度の「上越市の都市計画区域のあり方に関する提言」を踏まえ、主要地方道新井柿崎線、国道253号沿いについては、社会経済情勢の変化及び上越市の今後のまちづくりを十分検討したうえで、必要により都市計画区域の指定も視野に入れ慎重に検討していきたいと考えています。

取組2としまして、農地の保全になります。

農振法や農地法による土地利用規制に基づき、引き続き優良な農地を保全することになりますが、必要に応じて、都市計画の面から支援を検討してまいりたいと考えています。

次に、取組3としまして、暮らし続けられる集落づくりになります。

人口減少や少子高齢化、集落活力の維持を図るひとつの方策として、市街化調整区域の土地利用規制を集落の範囲を限定し、その集落内であれば限定的に許可するもので、昨年4月から市街化調整区域の適正化として運用を開始しております。将来的には地域の実情を把握した中で、制度について更に検討・研究してまいりたいと考えております。

次に取組4としまして、生活の利便性向上になります。

市街地以外で持続可能な拠点を形成するため、国が取り組んでいるまち・ひと・しごと創生総合戦略の政策の一つである『小さな拠点』の検討を記載しています。こちらは、都市計画区域外となり、都市計画で主体的に取り組むことができない部分になりますが、農林・地域振興分野などの関係施策と連携を図りながら都市計画としての支援を行い、小さな拠点の形成を検討したいと考えています。

続きまして3-5ページをご覧ください。中山間地域の取組について、ご説明いたします。

こちらについては先ほどご説明させていただいた田園地域とほぼ

同じとなっております。田園地域と異なるところは取組1の森林の保全が追加されております。こちらにつきましては、森林法により森林の保全を進めることとなりますが、都市計画の面からも支援を検討してまいりたいと考えています。

市全域の取組について、ご説明いたします。

資料は戻りまして3-3ページの中段より下をご覧ください。土地利用と公共交通の連携になります。

都市機能や暮らし続けられる拠点の形成とそれをつなぐ交通ネットワークのまちづくりを進めるため、この4月に策定された上越市総合公共交通計画を踏まえ、今後具体の公共交通網、手段等の検討をする予定としておりますので、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の策定と連携しながら、進めてまいりたいと考えております。

もう一つの取組として、地域特性をいかした景観づくりになります。

上越市らしい特色ある景観の形成・保全を図るため、上越市景観計画に基づき、景観づくりのさまざまな取組、市民意識の醸成を進めてまいりたいと考えております。

次に3-7ページをご覧ください。計画の実現に向けた仕組みについてご説明いたします。

将来都市像を実現するため、市民・事業者・行政が目指す将来都市像や課題を共有し、それぞれの役割に応じて協働しながら、まちづくりを進めます。

具体的には、市民参加の機会充実、情報発信と意識啓発、市民・事業者・NPO等へのまちづくり活動の支援、都市計画提案制度の活用、関係機関との連携、分野横断的な連携体制のもとでのまちづくり推進などを進めてまいりたいと考えています。

次に3-8ページをご覧ください。計画の進行管理と見直しについてご説明いたします。

計画の実現に向けた仕組みとして、より良いまちづくりを展開していくため、PDCAサイクルによる計画の進行管理と見直しを行います。

今まで計画であるPlan、そして今ほど実行であるDoをご説明させていただきましたが、社会経済情勢の変化などを踏まえ、定期的に本都市計画マスタープランの方針や各施策の妥当性を判断し、まちづくりの過程を適切に進行管理を点検するCheck、そして本都市計画マスタープランで示す方針に沿って進んでいるか定期的に確認しつつ、必要に応じて計画の見直し、改善をするActを行います。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の計画案を基に、6月1日から30日まで条例に基づくパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。このパブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、最終計画案として再度、委員の皆さまにご報告をしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

中出会長： ありがとうございます。いまほどの事務局の説明で、資料1については昨年の都市計画審議会で説明しているということですので、できましたら資料2、資料3を中心にお気付きの点あるいは疑問点がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

内山委員： 内容に入る前に確認だけしておきたいと思います。私共、27、28日と議会の報告会と意見交換会をもたせていただきました。27日の会場で市民の方から、マスタープランの意見交換会があつて、その際、2月にもう一度お伺いしますと言っていたが、そのことがなされなかった。非常に不満であるというお話がありました。どのような状況でその一回をパスされたのか、また今後どのように対応されるのかをお伺いしたい。

宮崎部参事： 2月は当初2回の意見交換会を予定しておりました。1回目の意見交換会でいただいたご意見を修正した段階で、ほぼ同じ形になったことから、各地域の皆様に訂正内容をご説明したうえで、2回目については改めて開催しないということで御了解をいただき、修正したものを皆様のところにお配りした、という経緯でございます。

内山委員： ご理解いただいているという話ですが、発言された方は確か町内会長で地域協議会委員ということでした。その方は、そんな話は全く聞いていない、対応が非常にまずいとおっしゃっておられました。後ほど、ご本人にお話しさせていただきますが、的確に話が通るようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

中出会長： 私は都市計画マスタープラン策定の委員長も仰せつかっているので、若干補足させていただきます。

今、委員からご指摘いただいた地域別構想の素案のチェックを都市計画マスタープランの委員会で行って、その後、地域別懇談会に入っ

ていただき、そこで出た意見を修正したものがまた（案）という形で都市計画マスタープランの委員会に出てきました。その際、もう一度地域別懇談会をやる予定になっているがどうなっているのかとお聞きしたところ、基本的に懇談会を経て大きく変わったところがないので、変わったところについては各地域に文書の形で渡したり説明をしたりすることで、地域別懇談会は開催しないという説明を受けました。

都市計画マスタープランの委員の中からも、地域別構想については少なくとも一度（案）を見せて、それに対して意見をもらったものをちゃんとフィードバックして、もう一度確認してもらう作業が必要ではないかという意見がありましたので、事務局にはそれに基づいて作業を進めてもらっています。ですから、マスタープランの委員会では手続きとしては間違っていないと理解しています。

宮崎部参事： 委員長からお話いただいたとおりの形で進めてきたところでございますが、齟齬があるようであれば、後ほど個別にお話を伺った上で対応したいと思います。

三沢委員： 資料 2 の 3 ページ、6「安全・安心な暮らしを支える基盤の形成」の下水道のところで、「下水道（汚水・雨水）の整備を推進します。」とありますが、下水道は合流式と分流式があつて、雨水も含めると合流式ということになると思います。合流式は大雨の時にはほとんど処理をせず流すということで、最近ではできるだけ分流式にしようという方向になっていると思いますが、上越市は合流式のままになっているのでしょうか。

宮崎部参事： 下水道については、ご指摘のとおり 2 種類ありますが、上越市は分流式で行っております。

中出会長： もしかしたら、記載で誤解を受けるかもしれないので、汚水下水と雨水下水のそれぞれの整備を進める、そういう意味ですよね。新潟や長岡と違って、上越は全部分流式だと思っていますので。一般には汚水下水の整備が進んでいて、雨水下水のほうがちょっと遅れぎみの場合が多いため、それが特に内水型の洪水を引き起こしかねないということ、また下水道と河川との接続の部分に問題があることから、総合雨水対策みたいなことをしていかなければならない、ということだと思っています。

三沢委員： わかりました。ちょっと書き方を変えていただいたほうが、誤解がないのかなと思います。

これに関連して、下水道の整備は一般的には特別会計で行い、その中で帳尻をあわせるということですが、お金がかかりすぎるため、一般会計から持ち出して下水道財政を補助していることが多く、市町村にとってはかなりの負担になっていることと思います。そういう意味で、これから整備、改修をするというときには、従来のエリアマップのような計画に捕らわれず、人口減少を見据えた中で、例えば全部集合式にするのではなく、合併処理浄化槽といった個人下水道をできるだけ採用するなどして、戸数の減少にも対応していけるように考えていったほうがいいと思います。

中出会長： 資料 1-9 ページに、「まちづくりの分野別方針」のうち都市施設についての記載があって、下水道については、「快適な生活環境の形成に向けて、地域に合った汚水処理施設の計画的な整備・維持管理を図ります。」とあります。こういう書き方が今おっしゃったように、場所によっては必ずしも全部流域下水道ではなく、合併処理浄化槽も考えて一番効率的で確かなものにしていくということであって、すでに全体構想策定の際に議論されています。

山岸委員： 資料 3 の実現化方策の中で、「地域特性をいかした景観づくり」ということで星印がついていて、今後しっかり取り組むということですが、現状の制度だと安塚区のみが重点区域ということでかなり規制が厳しくて、それ以外は、一律同じ網目にかかっているため、ここでのところのめりはりがないのではないかと考えます。今後、マスタープランに合わせて景観条例を変更する予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

宮崎部参事： 景観につきましては、委員ご指摘のとおり安塚を重点区域としております。この地区の指定も含めて地域の皆様との合意形成が必要かと思っております。そういう意味で今、ひとつずつ市民啓発に向けた取組を進めておりますので、方向性としてはマスタープランに記載しているような方向で景観についても動いていきたいと考えております。

中出会長： 委員のご指摘は景観計画や景観条例を変えていく気はあるのかとい

うことだと思いがすが。

宮崎部参事： 景観条例については状況のとおりで、その中の重点区域の指定ですとか地域でのルールづくりを進めていくことで、地域特性を活かしていけると考えております。

中出会長： 上越市は景観行政団体だから全域にわたって景観法における景観計画を立てていて、法律に基づく景観地区とか準景観地区ではない形で重点区域が安塚に指定されているということですが、それぞれの地域と合意がとれた場合には、重点区域や景観協定みたいなものを定めていこうと、今ある景観条例あるいは景観計画の枠組みの中で進めていこうと、そういうことでよろしいでしょうか。

宮崎部参事： はい、そのような形で進めていきたいと考えております。

内山委員： 全体構想 4 ページに「長期的視点に立った拠点への人口集束のイメージ」とあって、その中に、「一定の居住性がみられる地域を中心的エリアとして位置づけます。」とありますが、地域別構想では、その中心的エリアがどこなのかがわかりにくく、非常に小さな字で書いてあります。これは意図があってこのように小さくなっているのでしょうか。

宮崎部参事： この中心的エリアにつきましては、拠点のイメージの中で総合計画でも都市拠点と地域拠点、生活拠点ということで設定しております。その部分については、公共施設等が集まっているところということで、地域別構想の各地区の「拠点の形成」の下に中心的エリアということで記載をしてあります。総合計画の中のイメージ図につきましては、別の資料で「集約型都市構想の実現」の 3 ページ、4 ページを見ていただくと、表記の仕方の違いはありますが、こういう形のまち構造をイメージしているということですのでございます。従いまして、現段階では周辺エリアということで、ここという特定したものではないということだけご理解いただきたいと思います。

内山委員： そういうことではなく、なんでこんなに字が小さいのかということです。中心的エリアと言いながら、その部分があまりにも小さいのではないか。また、複数の地区を一つの地域としているところは、「各」

総合事務所周辺としたほうがいいのではないかと思います。

中出会長：それも実は地域別構想の話ではなく、上位計画である総合計画の中に都市拠点、地域拠点、生活拠点をどこに位置付けるかということが書かれていたので、それを受けて、資料1-8ページのところに都市拠点、地域拠点、生活拠点をこういうところに置くという絵が出ています。これはもう全体構想の問題で、本当の細かい場所はどこかという、参事の説明があったように周辺という言い方しかできないのでこういう形になっています。今、委員がおっしゃるように各区についてはそれぞれ拠点が位置づけられていて、都市拠点、地域拠点、生活拠点という役割分担をするということも総合計画を受けて作っていますので、都市マスでどうこういうことではないんですね。

字の大きさについては、これは概要版の案なので、大きくしろと言われれば大きくできると思いますし、別に他意はないと思います。

宮崎部参事：字の大きさについては、本当に他意はございません。記載については「中心的エリア」という文言の注釈として、本文とは別建ての大きさにしているだけで、写植の問題でございます。

大島委員：2-25 ページで、大潟地域と頸城（西部）地域を一つの地域として計画を立てているが、その考え方をお聞きしたい。拠点という意味では、大潟と頸城ではむしろ東部のほうが非常につながりが深いわけで、なぜ頸城の西部のほうが一体の地域になっているのか説明をお聞きしたい。

宮崎部参事：区域割につきましては、法規制の関係で分けさせていただいております。頸城の西部は都市計画区域内であって、市街化区域、市街化調整区域を有していますが、同様に大潟全域が都市計画区域内に入っておりますので、そういった法規制の関係で分けております。

中出会長：要するに、都市計画をやっているところとやっていないところということです。頸城の西部と大潟は合併前から上越の広域都市計画区域ですので、都市計画区域を持っていて、なおかつ区域区分をしているところ。そこについては都市計画的な手法が全て関わるけれども、頸城の東部は都市計画区域から外れていますので都市計画にかかってこなくて、法律で言うならば都市計画マスタープランも作る必要が

ない。法律上は都市計画区域についてやれということですし、これの本来上位計画にある県が定める都市計画の区域の基本方針、俗に都市計画区域マスタープランといいますが、これにも大潟と頸城の西部は書かれますが、それ以外のところについては都市計画区域を持っていないので書かれない。そういうことで区別したということです。

そういう意味で、柿崎と中郷も区域区分はしていませんが、都市計画区域を持っているのでそれは別扱いにして、都市計画区域を持っていないところについては、必ずしも都市計画の手法を全部使えるわけじゃないけれども、上越市としては、市全域について都市計画のマスタープランを作りたいということで、それらを地域特性にあわせてつけた、そういうことです。

草間委員： 資料3の実現化方策（案）の概要版についてお聞きします。具体的な取組を市街地と田園地域、中山間地域に分けて記載してありますが下段のほうにそれぞれ書いてある「全域の取組」の内容がほとんど同じです。2ページの取組の概要を見れば、全域の取組の中で例えば「地域公共交通網形成計画の策定」が、3地域ともに当てはまるのだらうと思うのですが、みんな同じ文章が並んでいると違和感を感じます。表示の仕方について何か工夫を考えなかったのでしょうか。

中出会長： これは概要版ですのでそれぞれ1ページで収まっていますが、本編はもっとページがあります。それぞれについて何の取組をするのかという中で、地域によって違う取組をするものと、全体に取り組むものは、それぞれ再掲を妨げないという形で載せていて、それだけではまずいということで、3-2のように全体像を概略で示しています。私はマスタープランの委員会で、同じことが何か所載っていてもかまわないが、載せておかないとそこがないということが問題になるから載せておくようにと指示しました。そういうことでご理解ください。

草間委員： 概要版だからそれ以上細かく書くことができなかつたのかなとは思いますが、全く同じ。何かもう少し、例えば「地域の特性を生かした景観づくり」の中で「上越市らしい特色ある景観・保全を図るため」とありますが、それぞれ地域別に分けているのであれば、地域別の中の特性を少し列記していただければと思いますがいかがでしょう。

中出会長： パブリックコメントもありますし、マスタープランの委員会で出た

意見もありますので、そういう中で、委員ご指摘の部分について修正していきたいと思います。本編では違うことが書いてあるそうなのです。

よろしいでしょうか。今、委員ご指摘の点はもう少し吟味させていただきます。

折笠委員： 資料 2-13 の上越妙高駅周辺地域についてですが、新幹線は開業しましたが今は駅と住宅しかありません。計画地域になっているのですが、特に何も特筆することはないのですか。

中出会長： どういう意味でしょうか。「めりはりのある土地利用の推進」のところで住居系、工業系、商業系ということで書いてあると思うのですが。

折笠委員： 特に新幹線駅周辺ということで将来的に何かやるとか、プランはないのでしょうか。

中出会長： ここに書かれているようなことはやると思います。「観光やビジネスなどを目的とした市内外を行き来する人々をもてなすにふさわしい環境整備や都市基盤の充実を図りながら、市内外への円滑な移動を実現する交通結節点としての利便性の確保や拠点性を高める機能の集積を促進します。」とありますが。

宮崎部参事： 委員ご指摘の部分は、そこにこういう施設を集めるとか、商業系を誘致するとかという話だと思うのですが、都市計画マスタープランでは、土地利用の方向性なり、ここの位置づけということに記載して、他のものについては、別建てで事業が進んでまいります。従いまして、都市計画マスタープランとしては土地利用や都市施設の方向性を記載させていただいております。

折笠委員： わかりました。方向性だけですね。このプランは20年のプランでしょ。何かないのでしょうか。ただ新幹線が開業して浮き上がっているけれど、もう少し将来的に、商業施設とかいろいろありますけど。

中出会長： 都市計画マスタープランの委員会の中では、新幹線新駅周辺に巨大なショッピングセンターを持つていくことでコンパクトなまちづく

りとは方向が逆になる可能性があるから、それはあえて記載しないという議論をしました。それは地域別構想になる前、都市拠点の役割、地域拠点の役割というようなところでそういうふうになったと思います。

竹田係長： 今ほど方向性を示すということでお話しさせていただきました。土地利用上も都市計画区域ということで用途地域がかかっているのですが、ここは主に商業地域ということで、ある程度柔軟な形でできるような土地利用としてのゾーニングをしてあります。あとは個別の中で具体的な施策がどのように入ってくるかということですが、マスタープランの中では土地利用がしやすいような形に方向性を出させていただいているということをお話しさせていただきます。

三沢委員： 3-3 ページですが、全域の取組の「土地利用と公共交通との連携」が、市街地、田園、中山間と全部同文であるということ、新幹線の駅ができたのにそのことについて触れてないという話があって、関連するのかなと思うのですが、例えば全域の取組、「土地利用と公共交通との連携」の市街地のなかに新幹線の新駅のことについても若干触れたほうがいいのかという印象を持ちました。

宮崎部参事： 景観の話の時と同様ですが、本編のほうにはおのおの書き込みがありますので、概要版のまとめ方として少し検討させていただきたいと思います。

中出会長： 本編では少しずつ違う、市街地はこうする、田園はこうすると書いてあるということですね。概要版は1ページで市街地をまとめてしまっていますので。

その点で振り返りですが、資料1の8ページ目のところで上越妙高駅周辺は都市拠点ではないけれど、上越 IC 周辺や直江津港周辺と同様にゲートウェイという役割で、人や物が入り出す拠点であると全体構想の中で位置づけをしておりますので、これを受けて地域別構想や、実現化構想があるということですので、齟齬はないということです。今の点、概要版でもう少し書けるようであればお願いします。

内山委員： 地域別構想の2-3と2-23ですが、2-3では新水族博物館が整備された時の交通渋滞が心配されるということで、そのことを踏まえた公共

交通ネットワークの確保がされているのかどうか、2-23では県立武道館が建設整備されるという場所で、ここは北信越大会や全国大会もされるだろうと思いますが、その交通ネットワーク、スムーズな交通について配慮されるべきだと思います。そのような心配事が解消されるような文面がマスタープランには入っているのかどうかお聞きしたいと思います。

宮崎部参事：公共交通のネットワークについても全体区域の中での取組をしております。従いまして、個別具体的に発生する交通量という部分をこの中では記載しておりません。都市計画道路の必要性等をやる際にはこれを基にして、交通量配分なり、交通計画を作りながら、個別に対応していくということになりますので、今、地域別構想の中では全域を対象として方向性を出させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

中出会長：上位計画である都市計画マスタープランに新水族博物館とか武道館という文言が入っていれば、それに関する道路整備なり、道路そのものを作らなくてもソフトの対応といった個別の事業はそれに基づいてできると思います。都市マスに書いていないとできないこともありますが、そういう意味では頭出しがされていますので、十分確保されていると思います。

内山委員：そのように理解させていただきますのでよろしく対応をお願いします。もう一点、柿崎地域について、ここは非線引きの都市計画区域ですが、20年間、非線引きの都市計画区域として存在させるのでしょうか。

宮崎部参事：マスタープランとしては非線引きとしております。都市計画区域の決定というのは、基本的には知事が行います。上越都計のように区域区分を行うか、行わないかも含めて知事が決定することになっておりまして、現段階で策定中の県の区域マスの中で方向性が出てまいります。基本的に市街化区域、市街化調整区域の区域区分を行うか、行わないかは、開発圧力の違いだと思っております。もう一点、都市計画区域を設定するか、しないかはいろいろな経緯がございます。今ほど申し上げました通り、開発を一定程度、チェックをするというか、法にのっとった開発行為をやっていただく場合に都市計画を定める場

合もございますし、事業を行う場合に、都市計画を定めて都市としての計画を作るやり方もございます。今の段階では、柿崎区については非線引き都計の形で進めていきたいと思っておりますし、この都市計画マスタープランを策定する前に都市計画区域の在り方について学識の皆さんから検討していただいた中でも当面の間、都市計画は維持していく形となっております。

内山委員： 非線引きの都市計画区域といっても、都市計画区域と同じように道路も水道も下水道も整備されているわけですね。都市計画区域のほうは都市計画税がかかってくる。一方で柿崎の場合は非線引きであるがためにかかっていないんです。そのまま整備がどんどん進んでいくという状況ですが、大きな違いがあるように思います。これをこのまま放置していいのかということを経済の厳しい状況下で少し考えるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

中出会長： それについては、都市計画マスタープランのマスターではないので、勘弁していただいて。実は税金というのは取ることも取らないこともできるのですが、2年前の都市計画区域の在り方についての検討会の時には、その問題以上に上越市にとって郊外を乱開発される方がいいのかという議論をさせていただきました。あり方検討会については、当然報告書も公表されているはずですので、ぜひそれをご覧になっていただきたい。もしこれ以上突っ込んだ質問をされるのであれば議会でお願ひします。

中出会長： よろしいでしょうか。ではもう1件ありますので、先に進めさせていただきます。報告案件の(2)「立地適正化計画の策定について」、説明をお願いいたします。

北島係長： 都市整備課北島と申します。よろしくお願ひいたします。これから「立地適正化計画」について説明させていただきます。

まず、策定の背景としまして、全国的に、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる、健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっております。

こうした中、昨年8月1日に国の「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、医療・福祉施設、商業施設や住居等が、ま

とまった一定の区域に立地することにより、高齢者をはじめとする住民が、これらの生活利便施設等と容易にアクセスできる都市の構造を見直すために、「立地適正化計画」を策定することができるようになりました。

今回、この国の法制度をご説明させていただき、併せて上越市の取組についてもご説明をさせていただきます。

まず、全国・地方都市の現状と課題としまして、日本全国の人口は、2010年の1億2千806万人をピークに、30年後の2040年には1億728万人と、2千78万人、約16%の人口が減少すると見込まれています。

地方の県庁所在都市においても、同様に減少が見込まれています。多くの地方都市の状況は、急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業停滞もあり、活力の低下が見込まれることとなります。住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地が増加することにより、生活を支えるサービスの提供が難しくなりかねません。こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取組を推進することが必要とされています。

これらを踏まえて、地方都市政策の方向性としては、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通等により、それら施設などにアクセスでき、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指しております。その「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の概念ですが、4ページの下図で、「生活サービス機能をまちなかに計画的に配置し」、「公共交通を充実させ」、「人口密度を維持して」市街地の拡散を防止していこうという考え方になります。

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方をもう少し詳しく説明いたします。まず、5ページの図の左側、現状としまして、駅等を拠点として、そこから市街地が拡散しており、公共交通の運行回数も低頻度で、また、地域によっては運行していない空白地帯もあるなど、マイカーが主要な移動手段となっております。右の図の、これからの姿では、拠点に、医療・福祉・商業施設等の都市機能施設を誘導するようなものとなっております。そして、中心拠点へのアクセス、また、拠点間を結ぶ循環型の公共交通ネットワークを形成し、コミュニティバスやデマンド型（予約型の）タクシー等の導入により、既存の公共交通空白地帯への対応を図ります。更に、公共交通沿線に居住

を誘導することにより、人口密度を維持し、今後も都市を持続可能なものとしていこうという考え方を示しております。

こちらにつきましては、お手元の「集約型都市構造の実現に向けて」と書かれた資料の、3ページ・4ページにわかりやすく説明されておりますので、後ほどご覧ください。

次に、6ページ、上越市全体の人口ですが、国立社会保障人口問題研究所によりますと、1985年の21万6千人をピークに、2040年には15万6千人まで減少すると推計され、65歳以上の老年人口は2010年には全体の26%・5万3千人が、2040年には、全体の38%・5万9千人になると推計されています。また、幼年人口の15歳未満は2万7千人から40%減の1万6千人に減少すると推計されています。更に、生産人口の15歳～64歳においては、12万1千人から33%減の8万1千人と推計され、全体人口の割合からみると約50%と非常に低い値を示しております。

続いて、7ページの人口の推移とD I D面積についてですが、左の図の青いグラフは上越市全体を示し、赤いグラフが合併前上越市を示しております。人口が比較的集中している地区の多い合併前上越市において、1970年から2010年にかけての人口増加が12%程度であるのに対し、右の図のD I D面積については、1970年から2010年にかけて、ほぼ倍増しており、1970年時点に比べて低密度な市街化が進行しております。

次に公共施設の状況ですが、上越市が所有する施設をそのまま維持・更新した場合のコストを試算したのが8ページのグラフです。昨年作成いたしました「公の施設の再配置計画」では、平成25年から平成35年にかけて、老朽化した施設の大規模な修繕費用が、毎年100億円以上かかることに加えて、平成49年ころから平成63年ころにかけて、老朽化した施設の建替えに多額の費用がかかることが試算されております。

9ページの表については、道路や橋、公園などの都市基盤についても、維持管理費が増加し、平成17年度と平成22年度の実績による増加率を基に試算すると、平成22年度では一人あたり1万6千円であったのに対し、平成42年では2万6千円になると予想されるものであります。年々増えていく、行政コストを負担することは現実的に困難であり、都市基盤の見直しをしていく必要があります。これらのことから、効率的な都市のあり方についての検討が重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、昨年度策定しました「上越市 第6次総合計画」に即して定めており快適で充実した都市生活空間を形成し、各拠点が相互に連携した持続可能な都市構造を目指しております。快適で充実した都市生活空間を形成するためには、「めりはりのある土地利用」を行い、「暮らしを支える拠点」の構築を行う必要があると考えており、その拠点と拠点とをつなぎ、相互を連携する「人や物の移動を支える交通ネットワーク」の形成が必要となります。この目指すべき、まちづくりの方針に基づき、進めてまいりたいと考えております。

この都市像をイメージしたものが11ページの図になります。市街地や田園地域など、それぞれの特性を活かした土地利用を推進させ、その要所には人々の暮らしを支える拠点を構築し、その拠点を交通ネットワークで繋いで、人や物の移動を支えていきます。今回の立地適正化計画の策定については、主に市街地の中の取組となります。

立地適正化計画は、先程の都市再生特別措置法等の一部改正により、市町村で策定することができることとなりました。この計画を策定することで、都市全体の観点で居住や福祉・医療・商業、公共交通等を見直し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能としていくことや、民間の都市機能への投資やまちなかへの居住を効果的・効率的に進めるための土俵づくりを行います。

立地適正化計画は、「都市全体を見渡したマスタープラン」で、市町村マスタープランの高度化版であり、「都市計画と公共交通の一体化」「都市計画と民間施設誘導の融合」「市町村の主体性と都道府県の広域調整」「市街地空洞化防止のための選択肢」「時間軸をもったアクションプラン」「まちづくりへの公的不動産の活用」など、さまざまな観点からの政策となっております。

こちらにつきましては、お手元の資料の「みんなで進める、コンパクトなまちづくり」と書かれたパンフレットに詳細がのっております。

また、立地適正化計画で目指す、まちのわかりやすいイメージが、先ほどの資料の「集約型都市構造の実現に向けて」の3ページ、4ページにのっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

立地適正化計画の作成には、区域設定が必須となっております。立地適正化計画区域は、都市計画区域全体とすることが基本となっております。また、立地適正化計画区域内に、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」の双方を定めると共に、居住誘導区域内に都市機能誘導区域を定める必要があります。区域のイメージはそれぞれ、14ペ

ージの図の緑の枠内が立地適正化区域、青の点線が市街化区域もしくは用途区域等、青の実線が居住誘導区域、赤の実線が都市機能誘導区域となります。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域となっております。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域となっております。

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能の増進施設です。設置にあたり、都市全体における「年齢別人口の構成や将来の人口推計」、「施設の充足状況や配置を勘案」し、必要な施設を定めることとなります。誘導施設として定めることが想定される施設としては、病院や老人デイサービスセンター、小学校、図書館、スーパーマーケット、行政サービス施設などが考えられます。

続いて、立地適正化計画を策定した場合の開発等への影響ですが、居住誘導区域外での開発行為や建築等において、着手する 30 日前までの届出が義務付けられます。開発行為の場合、3 戸以上の住宅や、1 戸または 2 戸の住宅の建築目的で、その規模が 1000 m²以上のものなどが届出の対象となります。また、同様に、都市機能誘導区域外において、誘導施設を対象とした建築目的の開発行為を行おうとする場合においても、開発行為の 30 日前までに届出が必要です。いずれの場合におきましても、事前の届出を義務化することで、事前に区域外での開発を把握することができるようになり、区域内へ誘導する働きかけを行うことが可能となります。また、両届出制度とも、立地適正化計画の公表と同時に適用されます。

上越市における立地適正化計画の作成の取組は、上越市都市計画マスタープラン案を骨格として、「上越市総合公共交通計画」などと連携し、将来都市像を目指すべく、本年度から着手いたします。

最後に、計画の作成のスケジュールでございますが、「本年度に現状把握・将来推計」の整理を行い、その後、立地適正化計画の基本的な方針の検討や、各区域の検討、計画の点検・見直し方法の検討を行い、立地適正化計画（案）として、取りまとめを行う予定となっております。その後につきましては、平成 28 年度以降に公聴会、都市計画審議会を経て策定・公表する予定となっております。

なお、お手元の資料の巻末に、立地適正化に係る補助事業の資料を

添付いたしました。時間の都合上、説明は省略させていただきますので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

中出会長： ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

中出会長： これについては、都市計画をやっている人間でもほとんどわかっていなくて、国もまだ手探りの状態です。説明の内容もひと月ごとに違っていたりするので、まだどうなるかわからない部分もありますが、上越市は比較的早く手を挙げて進めようとしている自治体の一つです。そういう意味では、計画を作ることはいいことだと思いますので、ぜひ実のある計画にしてほしいと思います。

宮崎部参事： 今ほど会長からお話がありましたとおり、立地適正化計画につきましては、これから策定に入っております。一定程度、規制の話もあります。規制については届け出で、一般住宅については何もないような状況です。区域の設定についてもまだ少し流動的な部分がございます。当面、都市機能誘導区域を定めてそのあと居住誘導というようなお話もしております。今日は皆様に情報提供と、これから作業を進めていく中でご意見をいただかなければならないということもございましてご紹介をさせていただきました。また必要のある段階で皆様にご説明したいと思いますがよろしくお願いいたします。

中出会長： 事前に資料は送られていたとはいえ、これを送りつけられて読んでも理解できないと思いますが、私も専門家であってもなかなか理解の進まない部分もありますので。次の都市計画審議会の予定はいつですか。

宮崎部参事： 委員の都合を調整した中で、8月4日に日程を入れさせていただきたいと考えております。

中出会長： 2ヶ月半経つ中で、上越がどう進んでいるかというのがありますが、もう少し国からの情報等も、このパンフレットもバージョンがどんどん変わっていつているので、詳しい説明をするかどうかは別として、8月の段階で見せてもらえれば。立地適正化計画の案ができてからで

はなく、時々都計審の時に少し情報を流していただくといいかなと思います。

宮崎部参事： 承知しました。そのようにさせていただきたいと思います。

佐野委員： 26 ページの対象となる区域の例を見るとわりと大き目かなと。都市機能誘導区域が中心地から半径 2km 位で居住地域が半径 5km 位。ポンチ絵ですけど、そんなイメージで描かれています。例えば同じ 5km でも公共交通があるところだけにやるとか、バス停から 500m 位にするとか、できるだけコンパクトにしたほうがいいかなという気がしました。

中出会長： そのあたりは国もよくわかっていなくて、歩いて暮らせるまちづくりと言っておきながら、500m がぎりぎりなのに 1km とか 2.5km なんて歩けないじゃないかということだし、公共交通が通っていないところも含めて全部書いているから、そのあたりは上越市がうまく考えてくれるのではないかと思います。

宮崎部参事： ご指摘のとおり、これをまともにやりますとほとんどが居住誘導区域に入れるというのが、上越市に限らず皆さんそうだと思います。その中で、国としてはまだそういう協議に入っておりませんし、進めていませんが、それをいかにコンパクトにするかという指導が入ってきた中で最終的にはもう一つ補助事業という獲得目標もございます。そういった国とのやり取りの中で進んでいくものと思っております。

中出会長： よろしいでしょうか。それではこれをまずお読みいただいて、次回以降の都市計画審議会の中でも情報提供をしていただくということで。今年度、この立地適正化計画を策定することなので、ぜひ市民のかたは、いくら国が補助金を出して作ってくれるとはいえ、血税がすぎ込まれていますので、いい案ができるようウォッチしていただきたいと思います。

それではありがとうございました。今の説明と質疑を持って議事は終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

渡邊係長： 中出会長、ありがとうございました。次に、次第 4 「その他」として事務局から今後の日程等についてご説明申し上げます。

宮崎部参事：先ほどもお話をさせていただきましたが、次回の都市計画審議会は、8月4日に開催させていただきたいと考えております。今回に引き続き、都市計画マスタープランについてのご報告をさせていただきます。パブリックコメントの結果を反映し、最終計画（案）となった段階で皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。皆様から頂戴したご意見を参考にさせていただいて、少し直すところは直していきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

渡邊係長： それでは、以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

9. 問合せ先

都市整備部都市整備課監理係

TEL：025-526-5111（内線 1784）

E-mail:toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。